平成２２年（フ）第８７８３号
大阪府豊中市寺内２丁目９番８―212号
債務者　**蒲**原　　悟
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８７８号
大阪府守口市金田町１丁目56番19号
債務者　伴　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８８２号
大阪市東住吉区今川３丁目11番４号　ロイヤル今川503号
債務者　北浦　　陽
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９４９号
大阪市平野区瓜破２丁目６番35―203号
債務者　小野　正治
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９６７号
大阪府枚方市中宮山戸町12番62号、事業所所在地大阪府枚方市中宮本町３―10
債務者　ひらかた健康堂薬店こと　山下　明彦
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９６８号
大阪府枚方市中宮山戸町12番62号
債務者　山下　章子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０３５号
大阪府八尾市青山町５丁目７番20号
債務者　大谷　孝治
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９７号
大阪府東大阪市長栄寺４番５号　504号
債務者　髙山　進次
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１０９号
大阪府摂津市正雀２丁目11番26号
債務者　田中　　勝
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４０６号
大阪府門真市四宮３丁目３番２号
債務者　竹内　公行
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４０７号
大阪市西成区南津守４丁目１番22―503号、旧住所大阪市西成区南津守４丁目１番22―515号
債務者　阪中　隼人
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５３０号
大阪府枚方市三矢町５番18―1004号
債務者　川上　政則
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４５号
大阪府大東市中垣内１丁目４番14号　菊地マンション205号
債務者　天狗木敏光
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５６９号
大阪府池田市栄町７番３号
債務者　片岡久美子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５７６号
大阪市住吉区長居東２丁目４番11―204号
債務者　大嶺　健雄
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５８９号
大阪府八尾市光南町１丁目５番８号
債務者　赤塚　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６２４号
大阪市鶴見区今津中４丁目４番８号
債務者　濵口　正美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部